平成２３年（フ）第８０２号
大阪府貝塚市半田363番地10、前住所大阪府貝塚市王子917番地８
債務者　三村　喜計
１　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８０５号
大阪府泉佐野市湊２丁目６番２―107号
債務者　道家　知子（旧姓坂井）
１　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３５０号
香川県高松市木太町1958番地１　レオパレスＲＩＶＥＲ　ＳＩＤＥ106号室
債務者　石本　　忍
１　決定年月日時　平成23年10月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３５６号
香川県高松市香南町由佐658番地１　市営住宅香南町北部団地６号
債務者　田上奈美子
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第８０号
福岡県大牟田市萩尾町１丁目260番地
債務者　川畑　秀文
１　決定年月日時　平成23年10月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第３７７号
長崎県長崎市丸山町７番28号　思案橋ハイツ205、旧住所長崎県長崎市寄合町２番14号ファルバンワキサカ304
債務者　一瀬美智子
１　決定年月日時　平成23年10月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２８号
長崎県長崎市高城台２丁目19番３号
債務者　城谷　初美（旧姓古川）
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４４６号
長崎県長崎市古町23番地　ボンヌール古町801、旧住所長崎県長崎市平瀬町１番地２502号
債務者　三浦多美子
１　決定年月日時　平成23年10月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６９９号
千葉県野田市山崎2067番地の13
債務者　岡村　悠希
１　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７２０号
千葉県鎌ケ谷市西道野辺３番15―403号
債務者　瀬戸山　稔
１　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７２２号
千葉県野田市岩名２丁目25番地の12
債務者　村田　　豊
１　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１４７号
香川県丸亀市川西町北1112番地４
債務者　高谷　美樹（旧姓片岡）
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第３８９号
大分県別府市楠町７番４号　松下ビル402号
債務者　山中　良人
１　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４０８号
大分県別府市大字南立石540番地の６
債務者　高倉　房人
１　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１５１号
北海道小樽市稲穂１丁目２番６号　ひまわりコーポ202、前住所北海道小樽市堺町２番22号
債務者　梅木　　誠
１　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１５２号
北海道小樽市真栄２丁目４番１号、前住所北海道小樽市桜１丁目８番136号　サーム桜１丁目弐番館506号
債務者　神尾めぐみ（旧姓山田）
１　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１６２号
北海道小樽市銭函１丁目13番24号、前住所北海道小樽市長橋２丁目19番７号
債務者　三木壽委子
１　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部